

各 位

## アミーユ豊中穂積に関する行政処分についてのお知らせ

本日、弊社が運営する豊中市穂積2丁目13番1号所在の介護付有料老人ホームの「アミーユ豊中穂積」（特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護）について、介護保険法第77条第1項第5号及び第10号並びに同法第115条の9第1項第9号により、豊中市より同施設に対する6か月の新規受入停止の行政処分にかかる通知を受けましたのでお知らせ致します。

この行政処分は、同施設において弊社の介護職員1名（弊社を懲戒解雇）が特定の入居者様に対して身体的虐待を行ったこと及びかかる虐待を適切に防止するための措置が不十分であったこと等が原因とされているものです。

この度、被害を受けられた入居者様及びご家族の皆様、同施設及び弊社グループが運営する施設の入居者様及びそのご家族の皆様、行政並びに関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを心より深くお詫び申し上げます。

弊社は、今月9日に「弊社子会社に関する一連の報道につきまして」と題する重要なお知らせにおいて、弊社子会社である積和サポートシステム株式会社が運営する神奈川県川崎市所在の施設における重大事案の発生についてご報告し、弊社が再発防止を弊社グループ全体の最重要課題の一つとして位置づけ、弊社グループの施設運営を徹底して検証し、必要に応じて適切な施策を講じて参る所存である旨宣言しております。本日の豊中市による行政処分の原因となった事実も、今月9日付けで弊社が宣言した再発防止に向けた取組みの必要性の認識に至る重要な契機の一つとなっております。

弊社は、本日の行政処分を真摯に受け止め、弊社グループが運営する施設において介護職員による入居者様への暴力行為が二度と起こらないよう、その再発を防止すべく、全力を尽くす所存です。まずは、その取り組みの一環として、弊社は、速やかに担当取締役直轄の組織としてプロジェクトチームを立ち上げ、再発防止のための施策を検討・実施して参ります。

2015年9月14日

株式会社メッセージ  
代表取締役社長 佐藤 俊雄